

高速乗合バス 交替運転者の配置基準（解説）



国土交通省自動車局

第 二 版
平成25年6月7日

0

はじめに

高速乗合バスの安全を確保するため、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」が一部改正され、その中で「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準について」が策定されています。

本解説書では、交替運転者の配置基準の詳細を解説したものです。解説書では、

1. 基準概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 昼間・夜間、一運行、1日の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3. 距離による基準の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
4. 運転時間による基準の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
5. 連続運転時間・休憩の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
6. 連続乗務回数 of の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
7. 乗務途中の体調報告・デジタル式運行記録計による運行管理・・・・・・16

について、それぞれの基準の要点を纏めております。

さらに、本基準に加え、引き続き、「勤務時間等基準告示」※1を遵守する必要があります。

勤務時間等基準告示については、厚生労働省が発行している「バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント」

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-11.pdf>)においてポイントが記載されております※2ので、併せてそちらをご確認下さい。

本基準は、生理学的な観点から最低限の基準として設定するものであり、これまで実施されている各事業者による安全対策が後退することがないようにお取りはからい下さい。

※1 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づく事業自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準(平成13年国土交通省告示第1675号)をいいます。

※2 勤務時間等基準告示は、労働省告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)(改善基準告示)を引用しております。

1

基準概要

これまで、勤務時間等基準告示で定められた条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要としておりましたが、今後は、これらに加え、以下の交替運転者の配置基準も遵守する必要があります。

これまで

「交替運転者の配置基準」

勤務時間等基準告示で定められた次のような条件を超えて引き続き運行する場合は交替運転者が必要

- (イ) 拘束時間が16時間を超える場合
- (ロ) 運転時間が2日を平均して1日9時間を超える場合
- (ハ) 連続運転時間が4時間を超える場合

※上記の基準は、今後も引き続き適用されます

今後これらに加えて

高速乗合バスの交替運転者の配置基準（平成25年8月1日より適用）

| | | 1日 | | |
|-----------|----------------------|--|---|---|
| | | 昼間 ^{2.(1)} | 夜間 ^{2.(1)} | |
| ワンマン運行の上限 | 運転時間 ^{4.} | 原則一運行9時間まで ^{4.(2)} 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度) | 原則一運行9時間まで ^{4.(2)} 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度) | 原則1日9時間まで ^{4.(2)} 貸切委託運行を除き、週3回まで9時間超可 (注意:1日の運転時間は、2日平均で9時間が限度) |
| | 実車距離 ^{3.} | 原則一運行500kmまで ^{3.(2)} 〔以下の条件を満たした場合〕 昼間は600kmまで ○条件 ・運行前に11時間以上の休息又は運行途中に1時間以上の休息(1回20分以上で分割可) ^{3.(2)2} ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)} | 原則一運行400kmまで ^{3.(3)} 〔以下の条件を満たした場合〕 夜間は500kmまで ○条件 ・運行前11時間の休息を確保又は実車距離100kmから400kmまでの間に仮眠施設において連続1時間以上の仮眠休息を確保 ^{3.(3)2又は3.(3)3} ・運行計画、実車4時間ごと*に40分以上の休息を確保 ^{5.(4)1} ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)} ・デジタコによる運行管理 ^{7.(2)} | 1日に2つ以上の運行に乗務する場合の合計は ^{3.(4)} (注意:この時、運行と運行の間に連続1時間以上の休息を入れなければ、別運行とは見なさない。一方、1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に乗務する場合には、連続1時間以上の休息を挟んでいても1つの夜間ワンマン運行とみなす。) 600kmまで 〔以下の条件を満たした場合〕 貸切委託運行を除き、週3回まで600km超可 ○条件 ・複数の運行のそれぞれの実車距離は、「一運行の実車距離」の範囲内。 ・乗務中の体調報告 ^{7.(1)} ・デジタコによる運行管理 ^{7.(2)} |
| | 連続乗務回数 ^{6.} | — | 連続4夜まで ^{6.(2)} (実車距離400km超は連続2夜まで) | — |
| | 連続運転時間 ^{5.} | 高速道路の実車運行区間で概ね2時間まで* ^{5.(2)1~2} | 高速道路の実車運行区間で概ね2時間まで* ^{5.(2)} | — |
| | 休憩時間 ^{5.} | 運転時間4時間毎に合計30分以上 ^{5.(3)} (実車距離500km超は運行途中に合計1時間以上(1回20分以上で分割可)) ^{3.(2)2, 5.(5)} | 実車運転4時間毎*に合計30分以上 ^{5.(4)} (実車距離400km超は実車運転概ね4時間毎*に合計40分以上) | — |

*…運行の計画がなされていることを求めるもの。

No. …箱内の数字は本解説書における記載箇所を指す。

2

昼間・夜間、一運行、1日の考え方

交替運転者の配置基準では、夜間及び昼間の一運行の距離・時間と1日の距離・時間について基準を定めています。ここでは、夜間・昼間、1運行、及び1日の考え方について以下のとおり、整理しています。

(1) 昼間・夜間の考え方

夜間ワンマン運行・昼間ワンマン運行の定義は以下のとおりです。

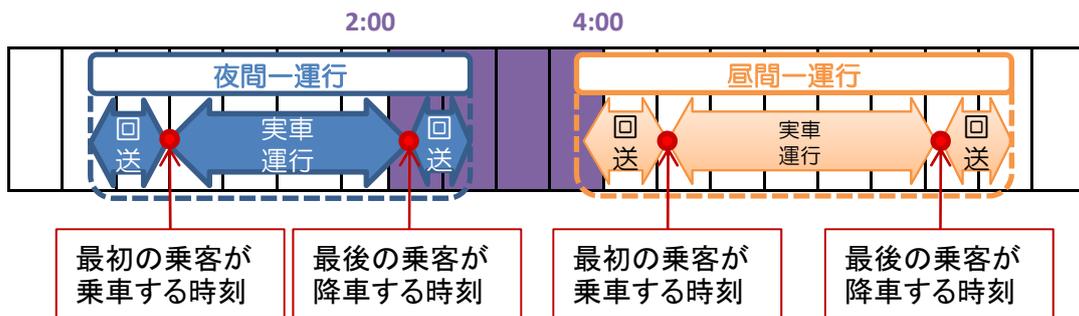
夜間ワンマン運行:最初の旅客が乗車する時刻若しくは最後の旅客が降車する時刻(運転を交替する場合にあっては実車運行を開始する時刻若しくは実車運行を終了する時刻)が午前2時から午前4時までの間にあるワンマン運行又は当該時刻をまたぐワンマン運行をいう。

昼間ワンマン運行:夜間ワンマン運行に該当しないワンマン運行をいう。

①午前2時から午前4時までの時刻をまたぐワンマン運行は夜間ワンマン運行です。



②最初の乗客が乗車する時刻若しくは最後の乗客が降車する時刻が午前2時から午前4時までの間にある運行とは、**実車運行区間の一部が午前2時から午前4時までの間にある運行**をいいます。



(2) 一運行の考え方

一運行の定義は以下のとおりです。

一運行:1人の運転者の1日の乗務のうち、回送運行を含む運転を開始してから運転を終了するまでの一連の乗務を一運行という。ただし、1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、その間に連続1時間以上の休憩を確保する場合であって、当該休憩の直前及び直後に回送運行があるときには、当該休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行とする。なお、1人の運転者が同じ1日の乗務の中で2つの夜間ワンマン運行に連続して乗務する場合には、運行と運行の間に連続1時間以上の休憩を挟んでいても、これらの連続する運行を合わせて1つの夜間ワンマン運行とみなす。

①回送運行を含む運転を開始してから運転を終了するまでの一連の乗務を一運行とします。

○終始、1名の運転者が運転する場合



○途中で乗り継ぎを行う場合



※右図のとおり、途中の交替地点において運転者Aが乗務を終了(降車)し、運転者Bが乗務を開始(乗車)する場合(乗継ぎを含む運行の場合)は、運転終了・運転開始をもって、それぞれの一運行とします。

② 1人の運転者が1日に2つ以上の実車運行に乗務し、その間に連続1時間以上の休憩を確保する場合であって、当該休憩の直前及び直後に回送運行があるときには、当該休憩の前後の実車運行はそれぞれ別の運行とします。

○実車運行中以外で1時間以上の休憩



○実車運行中に1時間以上の休憩



※「直前及び直後の回送運行があるとき」とは乗客から隔離された環境で休憩を取得する必要があるという趣旨であり、同環境で休憩すればその前後の運行を別運行とします。そのため、不必要に回送運転を行う必要はありません。

③ 2つの夜間ワンマン運行に連続して乗務する場合、上記②の1時間以上のまとまった休憩を挟んでも、これらの連続する運行を合わせて一つの夜間運行とします。



※1日の合計実車距離の上限は、原則600kmまで(3. (4)参照)、1日の運転時間の上限は原則9時間まで(4. (2)参照)であることに注意してください。

(3) 1日の考え方

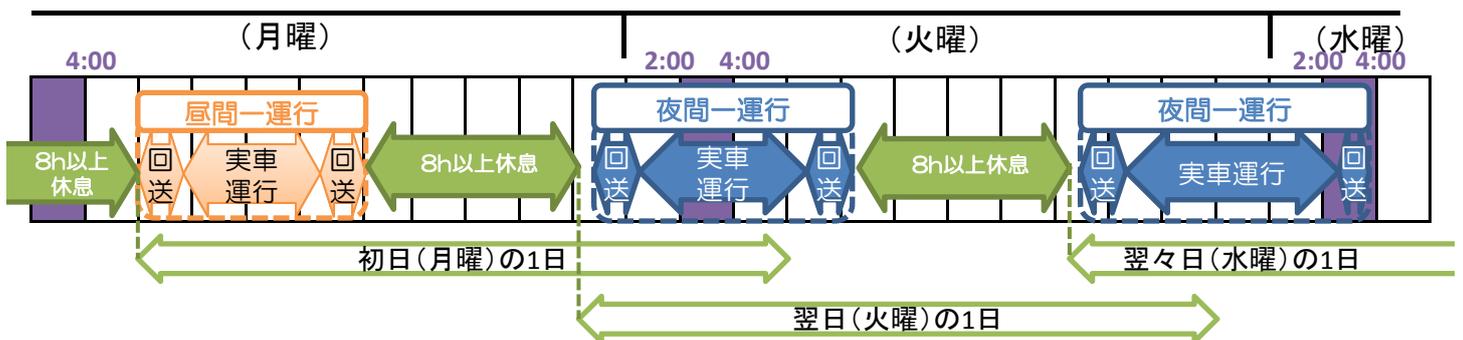
1日の定義は以下のとおりです。

※1日の拘束時間については勤務時間等基準告示において13時間(延長する場合でも16時間(15時間超えは週2回まで)までとされています。

1日: 始業から起算して24時間をいう。

※1日の合計実車距離及び1日の運転時間の考え方については、それぞれ3. (4)、4. (4)を参照してください。

①始業から起算して24時間を1日とします。



3

距離による基準の考え方

(1) 実車運行等の定義について

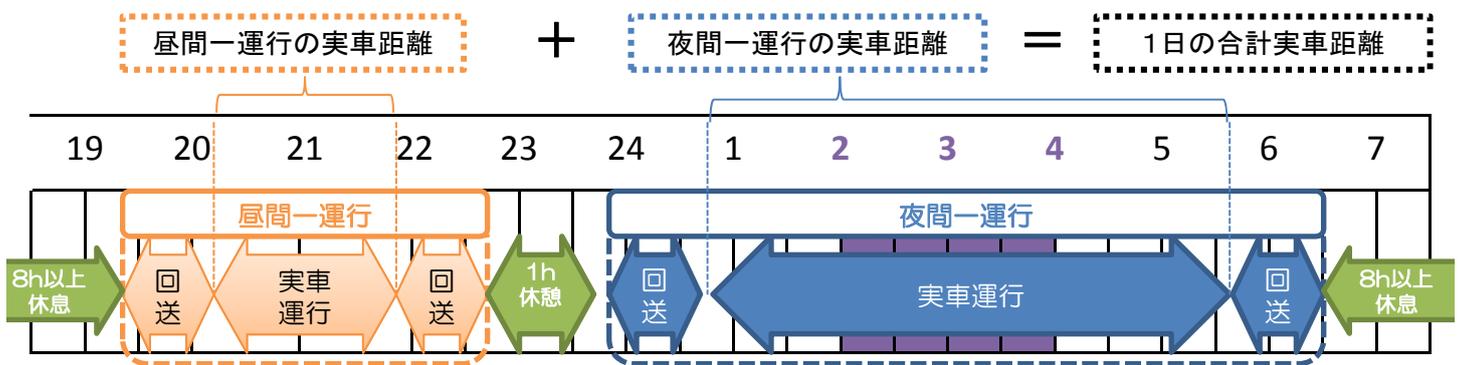
実車運行等の定義は以下のとおりです。

実車運行：旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行をいい、回送運行は実車運行には含まない。

実車距離：実車運行する区間(以下単に「実車運行区間」という。)の距離をいう。

一運行の実車距離：1人の運転者が一運行で運転する実車距離をいう。

1日の合計実車距離：1人の運転者が1日の乗務で運転する実車距離の合計をいう。



(2) 昼間ワンマン運行の一運行の実車距離について

昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は、500km(次のイ又はロに該当する場合には、600km)を超えないものとします。

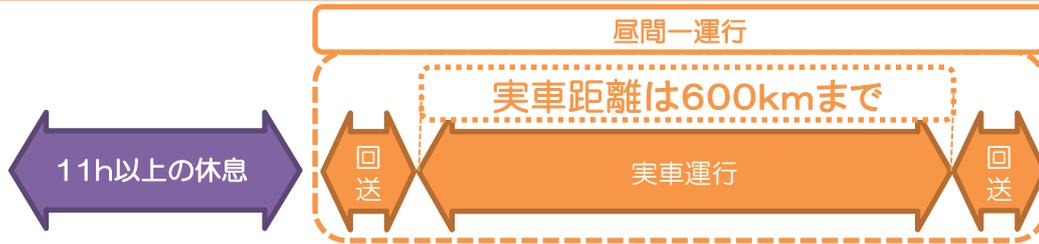
- イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合
- ロ 当該運行の実車運行区間の途中に合計1時間以上(分割する場合は、1回連続20分以上)の休憩を確保している場合

※なお、500kmを超える運行等を行う場合には、乗務中の体調報告、デジタル式運行記録計による運行管理が必要になりますので、これらについては本解説書の16ページをご参照下さい。

①昼間ワンマン運行の一運行の実車距離は原則500kmを超えてはいけません。



②ただし、昼間ワンマン運行の運行前の休息期間を11時間以上確保している場合は600kmまで昼間ワンマン運行を行うことが可能です。



③ただし、昼間ワンマン運行の実車運行区間の途中に合計1時間以上の休憩(分割する場合は、1回連続20分以上)を確保している場合は600kmまで昼間ワンマン運行を行うことが可能です。

○実車運行の途中に1時間のまとまった休憩



○実車運行の途中に1回連続20分以上で合計1時間の休憩



(3) 夜間ワンマン運行の一運行の実車距離について

夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は、400km(次のイ又はロ(貸切委託運行にあってはイ)に該当する場合にあっては、500km)を超えないものとします。

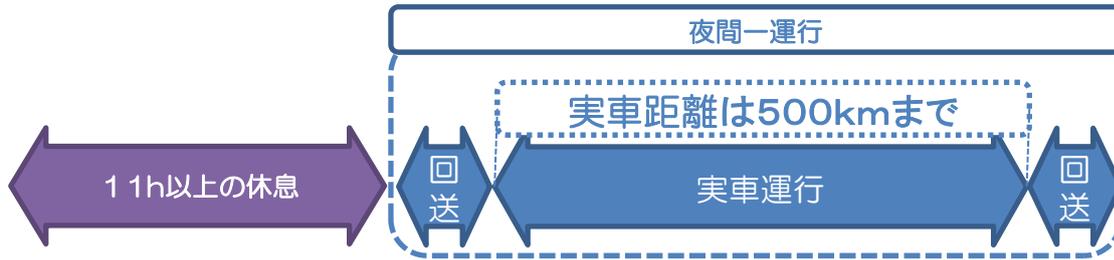
- イ 当該運行の運行直前に11時間以上の休息期間を確保している場合
- ロ 当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に運転者が身体を完全に伸ばして仮眠することのできる施設(車両床下の仮眠施設等を含む。ただし、リクライニングシート等の座席を除く。)において仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保している場合

※なお、400kmを超える運行等を行う場合には、乗務中の体調報告、デジタル式運行記録計による運行管理が必要になりますので、これらについては本解説書の16ページをご参照下さい。

①夜間ワンマン運行の一運行の実車距離は原則400kmを超えてはいけません。



②夜間ワンマン運行の運行前の休息期間を11時間以上確保している場合には500kmまで夜間ワンマン運行を行うことが可能です。



③自社運行であって、当該運行の実車距離100kmから400kmまでの間に運転者が身体を完全に伸ばして仮眠することのできる施設※において仮眠するための連続1時間以上の休憩を確保している場合には500kmまで夜間ワンマン運行を行うことが可能です。

※車両床下の仮眠施設等を含む。ただし、リクライニングシート等の座席を除く。

○実車距離100-400km地点で仮眠休憩1時間



○実車距離100-400km地点以外で仮眠休憩1時間



— 高速乗合バスの仮眠施設の解説 —

身体を完全に伸ばして仮眠できる施設 ○

(例) 床下仮眠施設



(例) 車内の仮眠施設



身体を完全に伸ばすことができない施設 ×

(例) リクライニングシート

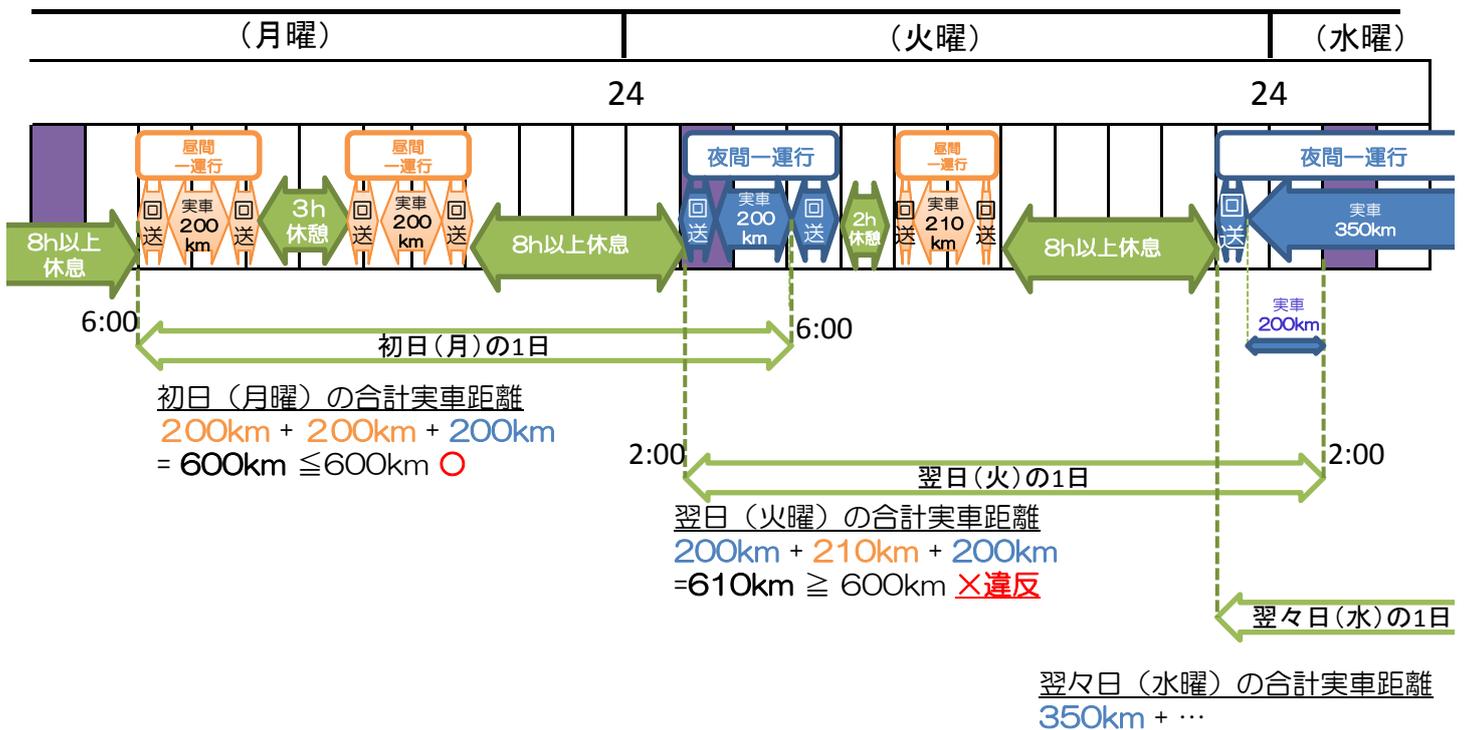


(4) 1日の合計実車距離について

1人の運転者が同じ1日の乗務の中で、2つ以上の運行に乗務する場合には、1日の合計実車距離は600kmを超えないものとします。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとします。

※なお、500kmを超える乗務を行う場合には、乗務中の体調報告、デジタル式運行記録計による運行管理が必要になりますので、これらについては本解説書の16ページをご参照下さい。

①1日の合計実車距離は、始業から24時間以内に運転した実車距離の合計とします。



②1日の合計実車距離は、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、上限600kmを超えることができるものとします。

(例1) ○
600km超え3回

600km超え3回

| | |
|----|-------|
| 月曜 | 400km |
| 火曜 | 400km |
| 水曜 | 650km |
| 木曜 | 650km |
| 金曜 | 650km |
| 土曜 | 休息 |
| 日曜 | 休息 |
| 月曜 | 650km |

(例2) ×
600km超え4回

600km超え4回

4

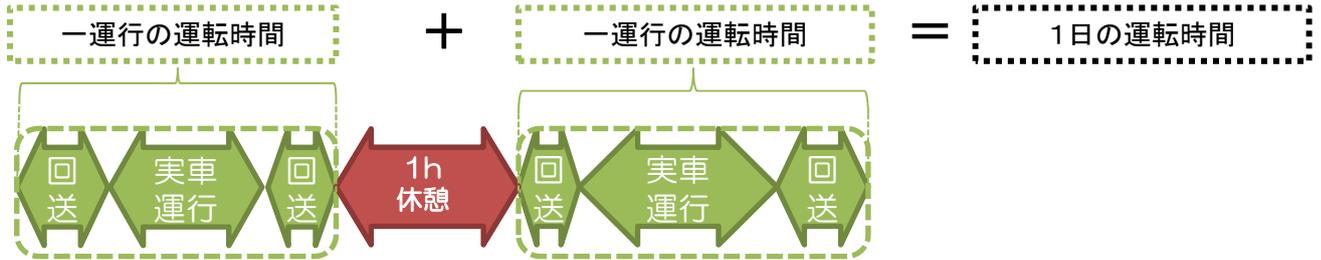
運転時間による基準の考え方

(1) 運転時間の定義について

運転の定義は以下のとおりです。

一運行の運転時間: 1人の運転者が回送運行を含む一運行で運転する時間をいう。

1日の運転時間: 1人の運転者が回送運行を含む1日の乗務で運転する時間をいう。

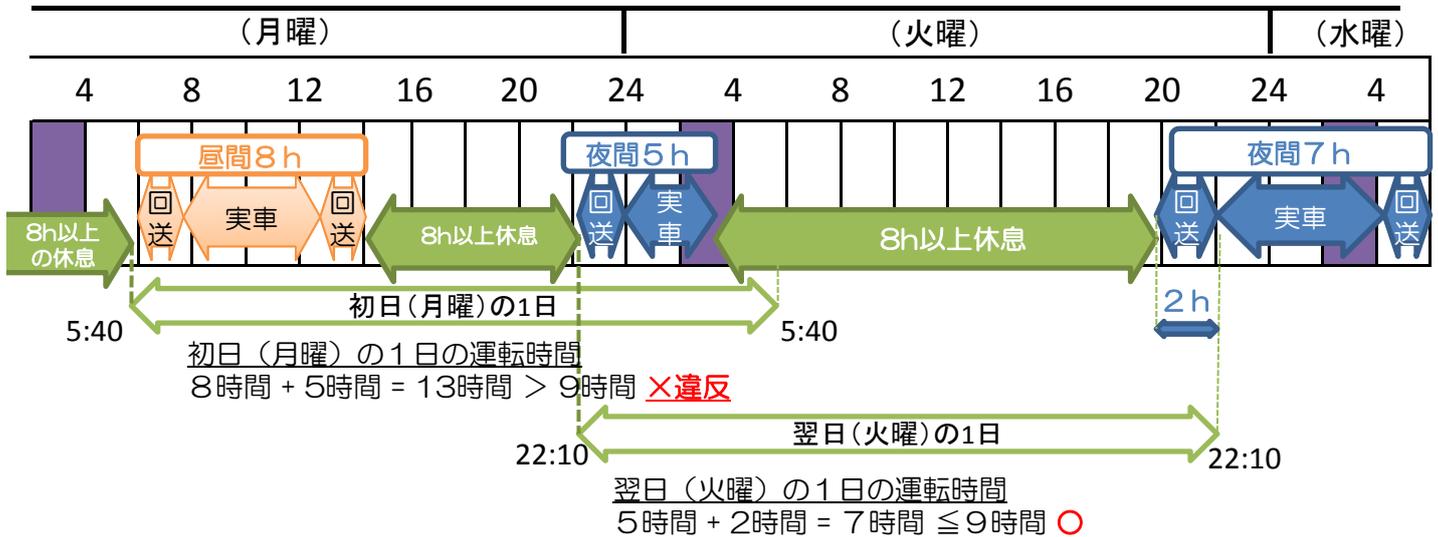


(2) 1日の運転時間について

1日の運転時間は、**9時間を超えないもの**とします。ただし、貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができるものとします。

※昼間及び夜間のワンマン運行の一運行の運転時間についても上記の範囲内とします。

① 1日の運転時間は、始業から24時間以内に運転した運転時間の合計とします。



② 貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで1日の運転時間が9時間を超えることができます。

自社運行については、1週間に3回まで、1日の運転時間が9時間を超える乗務が可能です。ただし、勤務時間等基準告示における1日当たり2日平均の運転時間9時間の基準と併せて考える必要があります。

③貸切委託運行を除き、1週間当たり3回まで、これを超えることができますが、勤務時間等基準告示における1日当たり2日平均の運転時間9時間の基準と併せて考える必要がありますので、以下の例を参考に運行を計画して下さい。

| | 月曜 | 火曜 | 水曜 | 木曜 | 金曜 | 土曜 | 日曜 |
|----------------------------------|--------------|--------------|--------------|-----------------------|------------------------|--------------|----|
| ○(違反なし) | 運転時間 10時間 | 運転時間 8時間 | 運転時間 7時間 | 運転時間 10時間 | 運転時間 10時間 | 休日 | |
| ○(違反なし) | 運転時間 8時間 | 運転時間 10時間 | 運転時間 10時間 | 運転時間 8時間 | 運転時間 10時間 | 休日 | |
| ×(本配置基準違反) | 運転時間 10時間 | 休日 | | 運転時間 10時間 | 運転時間 7時間 | 運転時間 10時間 | 休日 |
| 違反(本配置基準: 9時間を超える運転時間は週に3回まで) | | | | | | | |
| ×(本配置基準違反) | 運転時間 9時間 | 休日 | | 貸切委託運行 運転時間 9時間 | 貸切委託運行 運転時間 10時間 | 運転時間 9時間 | 休日 |
| 違反(本配置基準: 貸切委託運行の運転時間は例外なく9時間まで) | | | | | | | |
| ×(勤務時間等基準告示違反) | 運転時間 7時間 | 運転時間 10時間 | 運転時間 9時間 | 運転時間 10時間 | 運転時間 7時間 | 休日 | |
| 違反(勤務時間等基準告示: 1日の運転時間は2日平均で9時間) | | | | | | | |

※なお、勤務時間等基準告示の詳細には、厚生労働省が発行している「バス運転者の労働時間等の改善基準のポイント」(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-11.pdf>)においてポイントが記載されておりますので、併せてそちらをご確認下さい。

5

連続運転時間・休憩の考え方

(1) 連続運転時間の定義について

連続運転時間の定義は以下のとおりです。

連続運転時間：10分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。



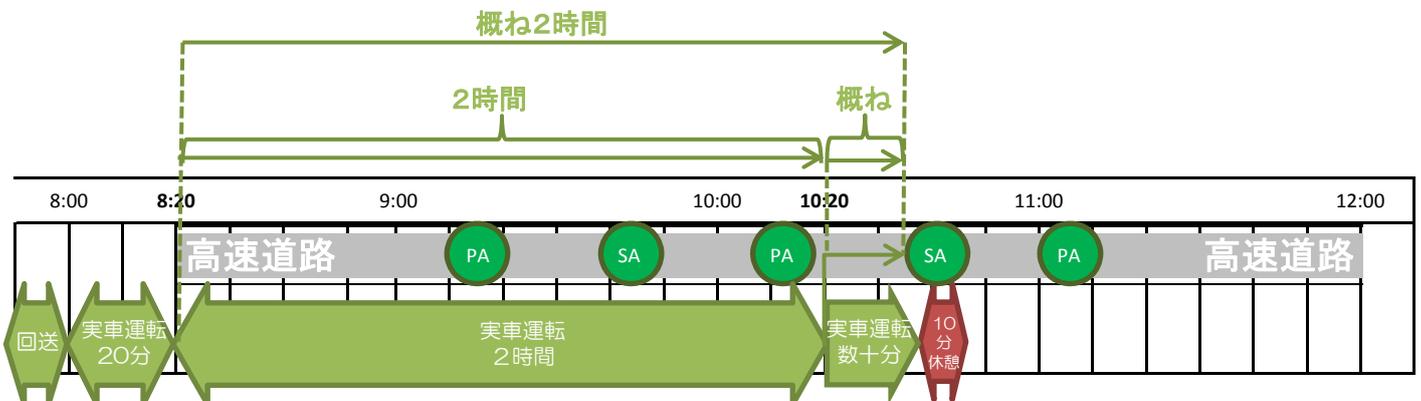
(2) 高速道路の実車運行区間の連続運転時間について

高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行計画[※]、概ね2時間までとします。

①高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行計画[※]、概ね2時間までとします。



②概ね2時間の「概ね」は連続運転時間が2時間を超える次のSA又はPAで休憩を取ることを指します。



※ここでいう「運行計画[※]」とは、運行計画において、高速道路の実車運行区間において、連続運転時間が概ね2時間を超えないよう、運行の計画がなされている状態をいいます。

(3) 休憩時間について

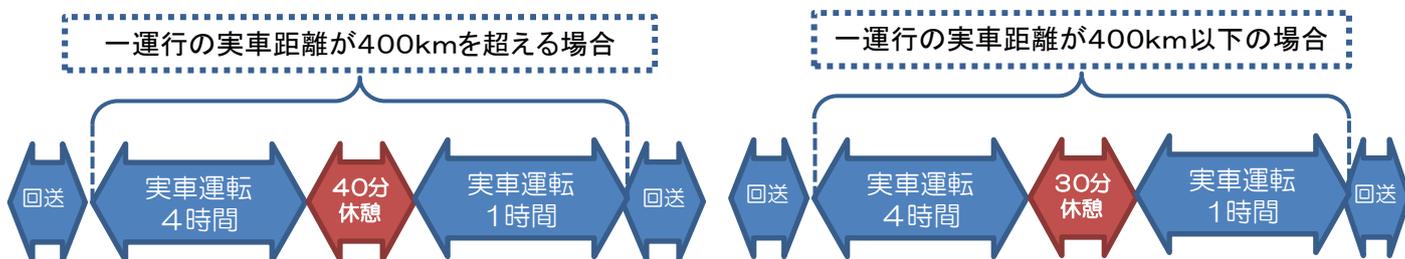
「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づく事業自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」において、連続運転時間4時間毎に30分の休憩を確保することとなっております。このほか、本基準において夜間ワンマン運行の実車運行区間における休憩時間を以下の通り定めているほか、実車距離500km超の運行については、1時間以上(1回20分以上で分割可)の休憩を確保(3(2)③参照)することとしております。

(4) 夜間ワンマン運行の実車運行区間における休憩時間について

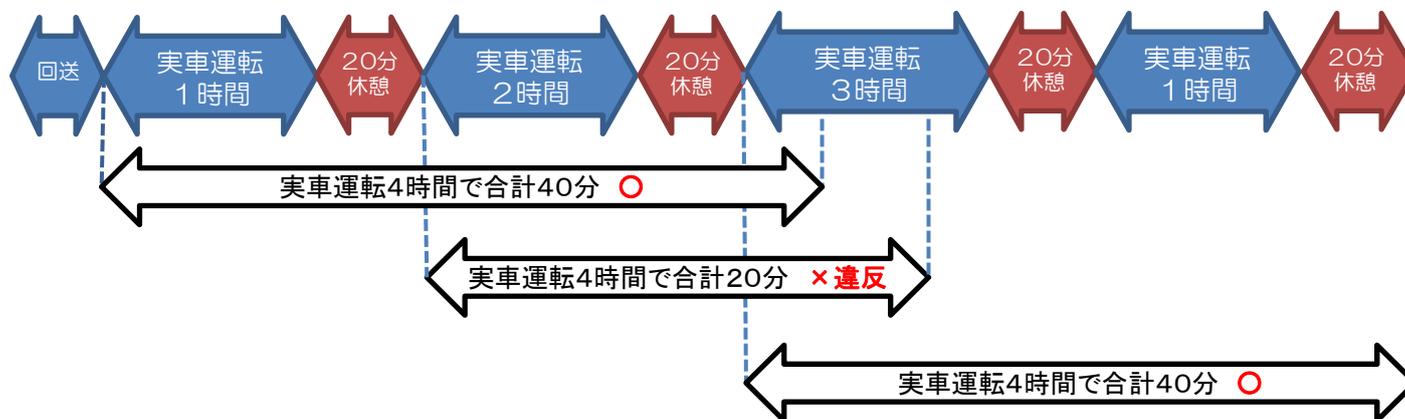
夜間ワンマン運行の実車運行区間においては、運行計画上※、実車運行区間における運転時間4時間毎に合計40分以上(一運行の実車距離が400km以下の場合にあっては、合計30分以上)(分割する場合は、1回が連続10分以上)の休憩を確保していなければなりません。

※ここでいう「運行計画上」とは、運行計画において、高速道路の実車運行区間において、連続運転時間が概ね2時間を超えないよう、運行の計画がなされている状態をいいます。

①実車運行区間における運転時間4時間毎に、原則、合計40分以上の休憩を確保しなければなりません。



②休憩時間は1回が連続10分以上で分割が可能です。分割する場合、いずれの運転開始時刻からみても4時間ごとに休憩を合計40分(30分)取得することとします。

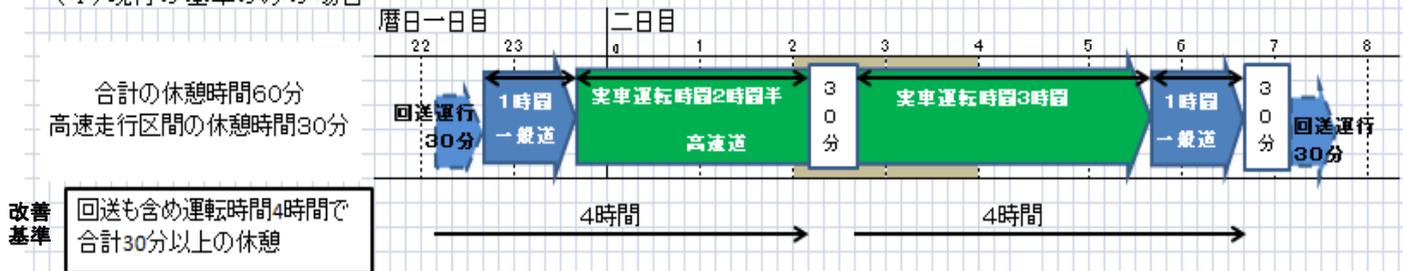


(5) 連続運転時間・休憩時間の組み合わせについて

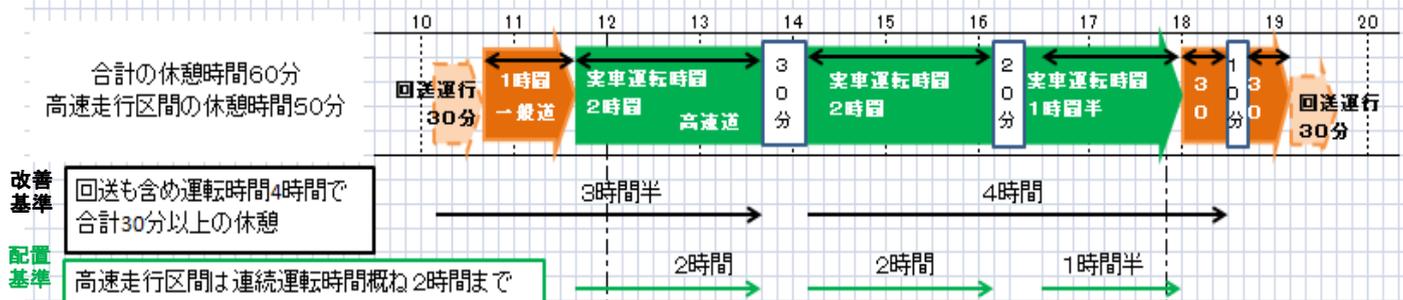
連続運転時間及び休憩時間の組み合わせについては、昼間ワンマン運行や夜間ワンマン運行に限らず高速道路の実車運行区間の連続運転時間を概ね2時間以内とすること、夜間ワンマン運行にあっては一般道を含む実車運行区間における運転時間4時間毎に、夜間ワンマン運行の一運行の実車距離によって休憩時間を合計40分とするか合計30分とするかを考慮する必要があります。また、**勤務時間等基準告示における連続運転時間4時間毎に30分以上の休憩等を確保する基準と併せて考える必要がありますので、以下の例を参考に運行計画を行って下さい。**

A) 高速走行区間5時間半 + 一般道走行区間2時間 + 回送運行1時間で
 運転時間合計8時間半のモデルケース(実車距離450km程度)

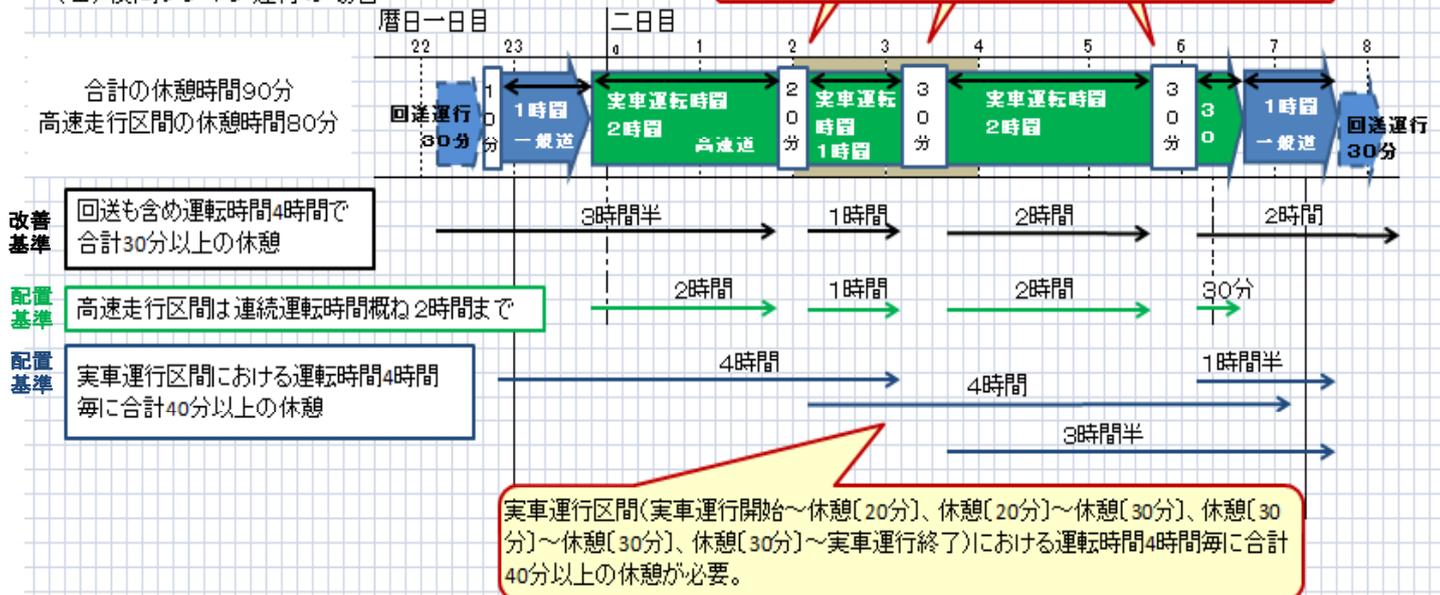
(i) 現行の基準のみの場合



(ii) 昼間ワンマン運行の場合

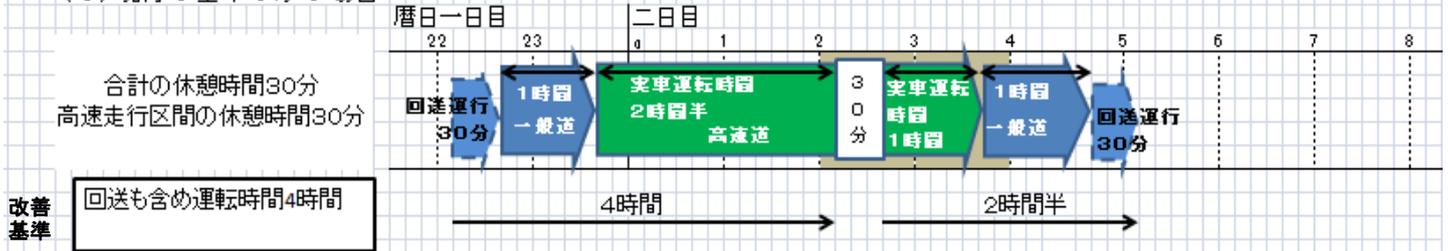


(iii) 夜間ワンマン運行の場合

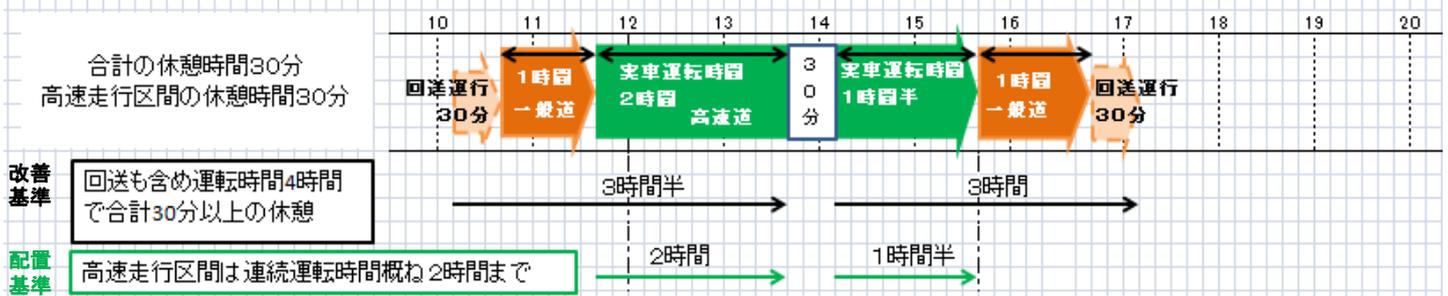


B) 高速走行区間3時間半 + 一般道走行区間2時間 + 回送運行1時間で
 運転時間合計6時間半のモデルケース(実車距離300km程度)

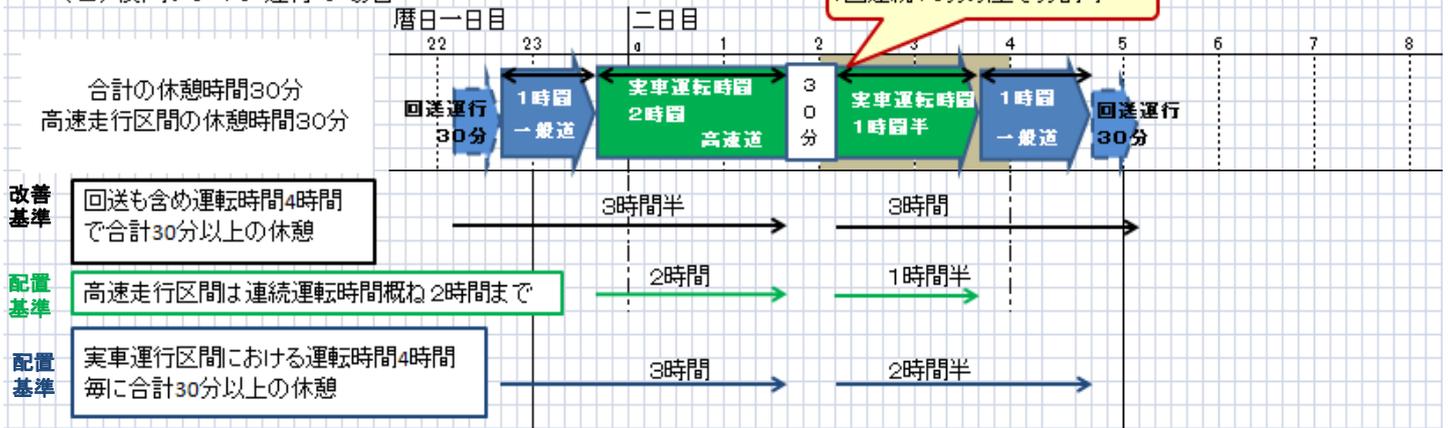
(i) 現行の基準のみの場合



(ii) 昼間ワンマン運行の場合



(iii) 夜間ワンマン運行の場合



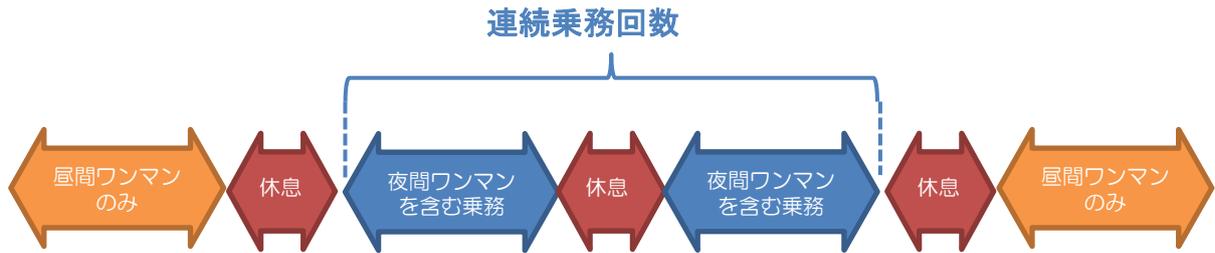
6

連続乗務回数のお考え方

(1) 夜間ワンマン運行の連続乗務回数の定義について

夜間ワンマン運行の連続乗務回数の定義は以下のとおりです。

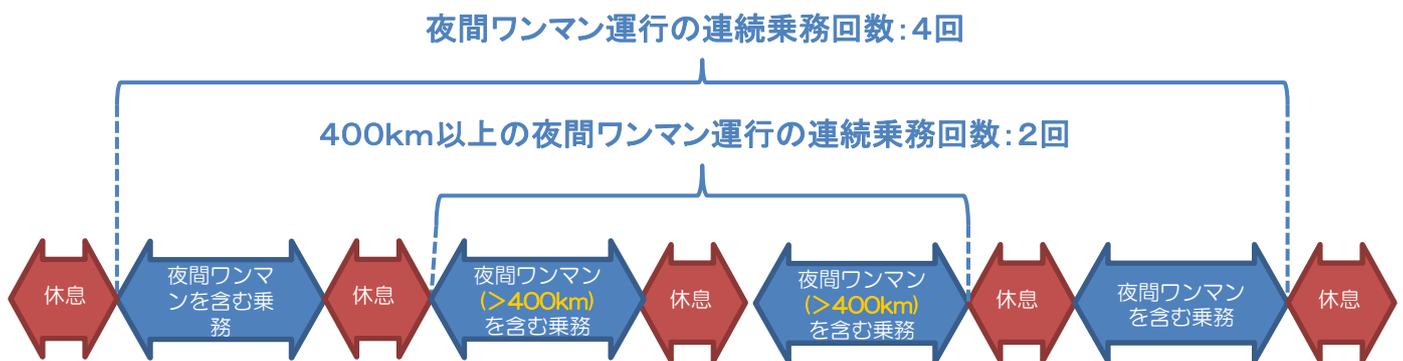
夜間ワンマン運行の連続乗務回数：夜間ワンマン運行を含む1日の乗務を連続して行う日数をいう。



(2) 夜間ワンマン運行の連続乗務回数について

夜間ワンマン運行の連続乗務回数は、4回（一運行の実車距離が400kmを超える場合にあっては、2回）以内として下さい。

①夜間ワンマン運行の連続乗務回数は4回までとし、一運行の実車距離が400kmを超える夜間ワンマン運行は場合は2回以内とします。



7

乗務中の体調報告・デジタル式運行記録計による運行管理について

今後、夜間400km(1日500km)を超える高速乗合バスの運行を行う場合には、**乗務中の体調報告**(平成25年8月1日から適用)、**デジタル式運行記録計による運行管理**(平成26年1月1日から適用)を行う必要があります。

(1) 乗務中の体調報告 (平成25年8月1日～)

ワンマン運行で一運行の**実車距離が夜間400km(1日500km)**を超える運行を行う高速乗合バスの運転者は、当該運行の**実車距離100kmから400km(1日500km)**の間にあるいずれかの休憩地点において運行管理者又は補助者に体調等を報告する必要があります。

※運行管理者等はその結果を点呼簿等に記録して下さい。

1人乗務の場合



休憩地点到着時、運行管理者に体調等を報告



交替時、休憩時はできる限り毎回、運行管理者等に体調報告することが望ましいです。

(2) デジタル式運行記録計による運行管理 (平成26年1月1日～)

夜間ワンマン運行で一運行の**実車距離が400km**を超える場合又は**1日の乗務の合計実車距離500km**を超える場合は、車両にデジタル式運行記録計等を装着し、当該運行を行う事業者がそれを用いた運行管理を行わなければなりません。

デジタル式運行記録計



【地方運輸局の問合せ先】（電話番号）

- ・北海道運輸局自動車技術安全部整備・保安課
：011-290-2754
- ・東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課
：022-791-7534
- ・北陸信越運輸局自動車技術安全部整備・保安課
：025-285-9164
- ・関東運輸局自動車技術安全部保安・環境課
：045-211-7256
- ・中部運輸局自動車技術安全部保安・環境課
：052-952-8044
- ・近畿運輸局自動車技術安全部保安・環境課
：06-6949-6454
- ・中国運輸局自動車技術安全部保安・環境調整官
：082-228-9144
- ・四国運輸局自動車技術安全部整備・保安課
：087-835-6372
- ・九州運輸局自動車技術安全部保安・環境課
：092-472-2546

【本省問合せ先】国土交通省自動車局安全政策課

TEL 03-5253-8111（内線41-623）

03-5253-8566（直通）